原子力・放射線部会

９月例会レジュメ

（Ｈ２０．９／１９（金）１８：００～２０：００開催）※
場所　　技術士会葺手ビル５階 AB 会議室
参加者　52 名（講師班目教授及び来賓を含む）

１.原子力法制度と技術士の役割
講演者：東京大学　班目春樹教授

本日は個人の立場で述べる。法制度は科学技術が社会に及ぼすリスクにガバナンスを与え、技術の信頼を獲得できる仕組であることが必要。リスクガバナンスの要諦は、①適切な方法の選定、②実施段階での方法遵守確認の二点に尽きる。

適切な方法、即ち規格基準は、技術力のある人が選定することが重要。現状は、学協会に期待している。技術的能力を国として認めているのが技術士であり学協会は活用すべき。技術士会が中立組織として見ても良い。実施の確認も重要だが、大学教員による審査であれば安心とされているのが現状。米国では第三者認証機関として ASME を活用しており、規制当局の NRC は、ASME 規格に準拠せよと規定するだけ。ASME は重要な設計仕様書や設計書の審査を行う PE の資格要件を定めており、それを満たす PE は、第三者機関に所属する必要はなく、電力やメーカの従業員でも良い。形の上の中立性よりも技術力が重視されることの証左。技術士の役割は、現状の制度を前提にせず、是非、リスクガバナンスの理想像を描いて論じて欲しい。

IAEA の IRRS で、日本の規制には運転開始前の包括的安全確認の機会を設けるべきとのサジェスチョンを受けた。米国では FSAR がホールドポイントとして機能するが日本にはなく、規制強化が必要な点もある。東大法制研究会は、産官学が協力して改善を議論する場として設置。技術士会代表も含め多くの人に参加してもらいたい。

技術士会に望むこと：①技術士は国が認めた技術者。たくさんの見解を発信して認知度を上げて欲しい。②ASME 要件に相当する上位資格を考え専門性を高めて欲しい。③待っていても制度改革は進まない。各所に働きかけて調整して欲しい。④コミュニケータとしても活躍して欲しい。例えば「原子力 110 番」原子力学会の原子力安全部会とも連携して欲しい。

１．意見交換

部会員だけでなく、技術士会幹部、原技協、電事連等の原子力関連団体からの出席者も参加して活発に意見交換が行われ、多くの助言、示唆を頂いた。：

・技術士会の意見発信では、技術士が所属する組織に反対するようなポジションも発信し、中立組織として認知させることが有効、・工認/使用前検査が第三者認証＋監査型に移行できれば合理化効果は大きい。・技術士前提の上位資格は、特定分野での経験年数や専門講習の受講で認める等の案もあり、学協会と調整してほしい。・制度設計はプレイヤーになる人が行うことが必要。・原子力･放射線部門の設置段階から、この技術士資格は使えると思った。各電力会社の技術士数を積極的に公表する、設計に技術士が関っていることを明示する等、民間が先行し、国が追認する形を狙う方がよい。等

部会側からは、学生の資格取得を奨励して技術士の分母拡大への協力をお願いすると共に、本日、頂いた多くの課題を元に長期的な部会活動のロードマップを描き、技術士会全体の牽引役となれるよう努力したいとの決意を表明して例会を終了した。

以 上

※技術士会員の方は《Pe-CPD》http://www.engineer.or.jp/cpd/pe-CPD.html から講演内容のＨＰ視聴ができます。（10 月予定）